

平成30年9月10日（月）

（午前9時30分 開議）

○議長（岡 弘悟君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（岡 弘悟君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡 弘悟君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、3番 杉本君、4番 今城君の2名を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（岡 弘悟君）日程第2 一般質問を行います。今回の一般質問の通告者は16人あります。

質問は会議規則第62条の規定により、別紙の順序により発言を許します。

順番1、1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）皆さん、おはようございます。

私はトップバッターで、気合入れてやりますので、どうぞよろしく申し上げます。

私は6月議会に引き続き、橋本市民病院の有能な薬剤師に対する組織的に行われている理不尽ないじめと、これと表裏、裏表の関係にあるがん患者に対して最善の医療を提供していない点について、一般質問をいたします。

私の質問の全体的な本質を理解していただく前提として、被害者である薬剤師のプロフ

イルを紹介させていただきます。

橋本市民病院で25年間勤務しております。被害者Aさんの資格は、一般の薬剤師のほかに、1、がん薬物療法認定薬剤師。この資格を持っている薬剤師は和歌山県下で9人しかいません。橋本市民病院ではいじめの被害者Aさんただ1人です。2、外来がん薬物療法認定薬剤師。市民病院ではAさんのほかに1人、つまり、2人です。3、NST専門療法士。がん患者の栄養管理を行う資格です。4、実習生の指導をする資格。その他ありますが、省略させていただきます。

1番のがん薬物療法認定薬剤師とNST専門療法士の二つの資格をあわせ持っているのは県下でただ1人しかいません。すなわち、橋本市民病院が内外に誇れる実力薬剤師です。その薬剤師がいじめの被害者となっています。

以上が、本件の問題をご理解いただく上で欠くことのできない前提であります。以下、本論に入ります。

橋本市民病院は有能な薬剤師に対する組織的ないじめとがん患者に対する背信行為を即刻中止せよ。

①いじめは人権尊重意識の欠如から来るものである。そこで、市民病院の人権意識を問う。人間の尊厳とは何か、市民病院では人間の尊厳を尊重しているのかを伺います。

②6月議会において私がした質問に対してなされた市民病院側の答弁について、訂正すべき点はないかを伺います。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君の質問、市民病院は薬剤師に対する組織的ないじめとがん患者に対する背信行為を中止せよに対する答弁求めます。

病院事務局長。

〔病院事務局長（小林久義君）登壇〕

○病院事務局長（小林久義君）橋本市民病院は有能な薬剤師に対する組織的ないじめとがん患者に対する背信行為を即刻中止せよとのご質問についてお答えします。

まず、はじめに、本年6月議会の一般質問においても答弁しましたとおり、橋本市民病院では組織的なパワハラ、いじめの事実はありません。また、がん患者に対する背信行為もありません。

次に、6月議会において私がした質問に対してなされた市民病院の答弁について訂正すべき点はないかとの質問については、医薬品情報室、いわゆるD I室の空調温度設定に関し、訂正します。

D I室の空調温度が20℃の設定理由は、一体管理している医事事務室が電子機器等から発せられる熱によりまして室内の温度が非常に上昇するためです。また、熱源のお願いに対し無視されたとのこともお話しましたが、それは無視したものではありません。D I室の書類や資料等が整理整頓されておらず、熱源の設置にあたっては現場の状況から火災の発生原因にもなるというために、所属長から整理整頓の指示が出されていましたが、整理整頓はされませんでした。決して無視したり熱源を設置しないということではございませんので、ご理解のほどお願いします。

最後に、市民病院の人権意識と人間の尊厳を尊重しているのかとの質問にお答えする前に、本質問の答弁を含む以後の質問については、個人情報にかかわることなどを理由に、職員個人に関する質問並びに人事に関する質問についてはお答えできない旨、ご理解のほどよろしくお願いします。

まず、人権意識についてお答えします。

人権意識とは、人権尊重の意義を理解して

偏見を排除し、差別の不合理性を認識する判断力でありまして、自分自身で対応しようとする意思であると考えます。

したがって、市民病院では毎年、病院職員に対し人権研修を開催し、人権意識の高揚に努めています。本年の人権研修は8月に2回開催しております。

次に、人間の尊厳とは何かとの質問でございますが、病院は人の命を預かる職場として、職員一人ひとりが常に人間の尊厳を意識したものでなくてはならないと考えます。

市民病院では、人間の尊厳について深く考える機会として、本年8月25日、この日に地域の医療機関や介護施設等にも参加いただく橋本市民病院地域医療ネットワーク会議におきまして、厚生労働省が定めます人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインに基づき、講演、ワークショップを実施し、討論を重ね、人間の尊厳についての考えを深めました。

また、日頃の患者対応にあたっては、児童虐待、それから老人虐待など、人権を侵害するような行為、兆候が見られるケースもあり、その際は行政機関や警察機関等と連携を図り、迅速な対応に努めているところです。

このように、今後とも職員研修等を通じて、人権意識の啓発並びに人間の尊厳について考えを深めてまいりたいと考えております。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）再質問いたします。

まず、人権についてですけれども、講習している、勉強しているといっても、実践がなければ話にならない話でありまして、その点についていろいろと質問させていただきます。

要するに、自分がされて嫌なことは人にするなど、そういうことではないんですか、人

権を尊重するというのは、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）人権の尊厳というものにつきまして議員おただしの件でございますが、病院としては、病院の運営というのがございます。病院の運営を考えたときに、組織を重視したお仕事をやっぱりしていただく必要がございますので、その辺も含めた、人権を尊重しながら義務を果たしていただきたいということでございますので、その辺も含めた大きな人権というふうに捉えていただきたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そういうことも当然の話なんですけれども、具体的には、部長にあいさつしても全くあいさつが返ってこない、こういうのはひどいと思いませんか。もう1年も前から続いている。6月議会で私が質問したら、事務局長はちゃんと注意しますと言ってくれたんですけど、全然変わっていない。ひどい話ではありませんか。きれいごとを言っているけれども、現実的にはそういうことなんですよ。

それだけじゃなくて、万般にわたって一事が万事そういうことで扱われているんです。いかがですか、その点。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）これからちょっと職場の細かいところに入るので、私もご回答のほうどうかと思うんですが、聞いた限りは、私も注意しました。薬剤部長のほうも、その後もあいさつも普通どおりやっております。ただ、今回は逆で、当人はあいさつにしても、こちらがあいさつしても、あいさつに返事を返すことなく、例えば出ていかれるとかそういうことがあるようでございますので、その辺もちょっと正していきたいとは思っておりますが、現状そういう状況でござ

います。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そういうそを言っちゃあだめですよ。私はきょうも朝、本人からも、この前も会うたときにもそれ聞かしまして、それで全く無視されるという話なんです。私はここで質問していることによるその答弁をされたら、もう話にならんのです。

それから、薬剤部長の不当な言動に対して、事務局長にこれを改めてもらいたいと頼みに行ったら、薬剤部長を通して言えと。薬剤部長はいじめの本人だから、薬剤部長にいくら言ってもだめだと、事務局長はそれを無視し続けたと、そういう実態があるじゃないですか。それは自分がやられて嫌なことは人にしてはいけないということではないんですか。講習がどうのこうの、何回していると、そんなもの何回したって、実態がこうでは、人権尊重なんて現実的に何も行われていないと。いかがですか。

時間ないので、端的に言ってください。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長、実態があるのかないのかをお答えください。

病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）本人に対する、いわゆる病院内の分限懲戒委員会とかそういったところをいじめとおっしゃるのであれば、それは違っております。病院内では分限懲戒委員会等をして、各職種、それから各役職を含めた、まんべんなく平等な委員を選出して、その中で、ご本人が業務の中であった事柄を厳正に審査しまして、判断して、注意を与えているわけでございますので、それはいじめにあたらぬということでございます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）実態を申し上げますと、そんなのとんでもない話です。

私はまず、本人から助けてくれと言われて

話を聞いたんだけど、両方聞かなければわからないと。市民病院へ行って薬剤部長と総務課長、本人、私、4人で話をしたときに、本人が病院の不利になることを言い始めたら、それを言うなど大きな声で立ち上がって、やぐざみみたいな感じでどなりつけているんです。

ちょっと待てと。僕は両方の話聞かんなわからんからここへ来ているんで、そういうことを言ったら来た意味ないよ、静かにしてくれよと、この人にも話をしてもらおうと言うたら、そうしたら静かになったと。また話をして、病院の不利になることを言い始めたら、またそれを言うなどというような感じで大きな声で目をつり上げて言っているんです。そういうことの五、六回繰り返しやったので私も腹立ちまして、こんなあほんだら相手に話してもしゃあない、もう帰ろうと帰ってきたんです。

その後で、コメダ珈琲へ行って2人で話をしたんです。そうしたら、松浦さん、きょうはあれ2人でしょうと。分限懲戒委員会では周り10人ぐらいに囲まれて、ああいう調子で私1人やられるんですよと。十分弁解も何もさせてくれないと。

いや、ちょっと待ってよと。そこに病院長が委員長としておられるんでしょうと。おりますと。だったら、そういうふうに雰囲気になったときに、皆さん静かにして、この薬剤師の釈明も十分聞いて、それで判断しましょうと言うてくれないんですかと聞いたら、そんなこと一言も言うてくれないと。懲戒委員会の実態ってそんなものじゃないですか。

まだあります。明日懲戒委員会開くから出てこいと、理由も言わないで言われると。しかも、その明日は自分が忙しいところで懲戒委員会にあまり時間割けないと。そういうときに、わけわからんと出ていったら、資料を机の上に置いてあると。資料を読む間もなく、

周りからまたそう言われると。それで終わったらまたその資料を回収されると。その場でも後でも、自分を防御することができないと。これが実態じゃないですか。いい加減なこと言ったらだめです。どうですか、その実態。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）何度も申し上げますが、個人情報のこともあるのであまり深くはと思うんですが、分限懲戒委員会におきましては、当人の発言時間を十分とるよう配慮しております。公平性を尊重したものでございまして、処分は妥当なものというふうを考えております。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）こういうのはもう水かけ論になるんですけども、実態は私が申し上げたとおりです。

それで、いろんなことが山ほどあるんですけども、またこれ時間があったら言います。

次に、市民病院が資格の更新をさせないと。市民病院はいじめの一環として、被害者の薬剤師の貴重な資格を消滅させようとしているが、6月議会の私のこの点の追及に対して、資格を特定人に集中することは本人が病気になったりした場合に困るから、若手の育成に力を入れるという趣旨の答弁がありました。

そこで、伺います。

被害者薬剤師の資格を消滅させなければ、若手薬剤師の育成ができないのか。どうですか。具体的に説明してください。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）資格につきましては、5年間の資格期間がございまして、その間に一定のポイントを取得する必要があるということでございまして、5年間というインターバルの中で、ご本人さん、もしくはほかの人たちを養成しながら、ほかの人たちを養成してすぐにとということにはならないと

思うんです。すぐにならない場合は、ご本人さんにもまたと思いますが、今の状況で、院内のスタッフの中でそういうチームとかそういったところに参加をしないようにというような意思も一部ございまして、そういう状況にもなっているということをご理解いただきたいなと思います。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）もうでたらめな答弁、もうむちゃくちゃです、これ。

平成30年、今年の2月1日です。薬剤部長からA薬剤師に対してメールがあったと。今後、A薬剤師をD I業務に担当者として専念させるため、がん緩和、NST等は一切、橋本市民病院として推薦しませんと、こう言っているんです。

それで、事務局長もこう言っている。Aさんには資格の更新はしてもらわないのが当病院の方針です。それは若い薬剤師を育てるためですと私は直接伺った。これは私が、Aさんの資格も更新もさせ、若手の成長も図るという二つを並行してできませんかと聞いたときに、事務局長、あなたはこういうふうに言われた。更新させませんと。病院の方針ですと。

6月議会では、また病院長が、本人の更新については全く問題ないと。消滅するようには認識しておりませんと、そういう答弁しているんです。何がほんまかわからん。その場その場の言いがかりで適にごまかしているだけじゃないですか。そういう方針で議会で答えてもらったら困るんです。病院の方針が決まったらこれだと、その理由はこれだと、どこで聞いてもそう言わなきゃだめじゃないですか。いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）まずもって、否定させていただきます。私が更新をさせな

いと言ったことはございませんので。

それで、先ほど5年間のインターバルと言いましたので、当人は更新したばかりでございますので、まだ期間的には十分余裕があります。したがって、更新されるかどうかという判断は5年の中でポイントを上げていただければというふうに思います。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そんな話、全然聞いていません。事務局長は私に対して、二人で話をしたときに、させませんと、僕はこういうふうに聞いたんだから。二人で、資格も更新させて若手の成長も図ると、できませんかと。いや、それは方針はありませんとはっきり言いましたやん。だから、言うたことを、いつも病院関係者と話すときはテープレコーダーを持っていかないと、そんなばかなことはだめです。誠実にお互につき合しましょうよ。

そうしたら、いろいろまだ山ほどあるので伺います。

二律背反になるからどうかと今聞いたんですけど、全くごちゃごちゃほかの話で答えていただいていない。両方、更新もさせ、それで若手も育成させる。そういうことを、どっちか一つしかできないんですか。お答えください。端的に聞いたことに答えてください。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）どっちか一つと言っていない。したがって、5年のインターバルの中で更新するの判断と、それから、新人を今も育成しております。だから、この新人が一刻も早く資格を取っていただきたい。次にはまた、その資格を取った後に別の者も資格を取るような形で計画しておりますので、並行してやっているということでございます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）並行してやっています

ん。本人が行きたいと言ったところへ行かせてもらっていないと。重複するところがないんです。若手の育成と水準が違ふと。だから、勉強する日にちが重なることがないと。こっちは若手の勉強があるんやったらそこへ行かせる、こっちはまた高度な勉強会があったら行かせると。そういうことをなぜしないんですか。7月行かせてもらえなかったと言っています。7月、臨床腫瘍学会、これは広く深く学ぶと。これは市民病院の他の薬剤師が行く勉強会とは異質なもので、日程的に全く重複しない、重なることもないと。にもかかわらず、行かせていないと。

もっと言いましょうか。いっぱいあるんですから。

勉強会に行くときに3人で行く。その中にこのAさんが入っていたら、Aさんだけ、あんた行っちゃあだめだと、2人で行かせる。Aさんがいないときには5人でも行かせる、4人でも行かせると、そういう実態なんです。どういう顔していじめしていないと言うんですか。やっている人は懲戒委員会にかけて首にしなさいよ。

では、答弁として、管理者、どうですか。今までのやりとりを聞いていて、一番の経営の責任者、病院管理者、いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（山本勝廣君）この問題に関しましては個人情報に関することですので、このようなことを議場で議論することは私は控えさせていただきたいと思えます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）いや、個人情報、ここはそうですよ。でも、その有能な薬剤師が首にされる、資格を消滅させられると。それによってがん患者の方々は、一流の最先端の薬剤師の力を活用できないんです。今やっているのは、合格率9割の2年連続落ちた人が、

がん患者について資格のない人が中心となってやっているんです。何が個人情報ですか。全体のがん患者の話ですよ。徹底的にやりましょう。どうですか。

○議長（岡 弘悟君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（山本勝廣君）有能なという言葉がどのような定義なのか。資格を有していること自体が有能ですか。私ども病院にとっては、確かに専門性を持っている人、これは確かに大切です。もう一つはチーム医療あるいは薬剤部という薬剤部の中、それと病院という組織の中での一員としての協調性、これを持って、専門性と協調性を持って患者さんの要望にお答えすると。あるいは、仲間の要望に応えながら一緒に仕事をして、病院としての務めを果たしていくと。

ところが、残念ながら、患者さんからの信頼、職員からの信頼がなくて、何が有能なという言葉を使っているのか、私はこういうふうに思っています。

ですから、こういったことは水かけ論になるので、この議場でこれ以上議論することは、私はいかがなものかと思えます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私、本人だけじゃなくて、いろんなところから情報をとれるんです。そうしたら、今、いろんながんの関係で参加されている薬剤師はあまり評判よくないと。あの人に早く帰ってきてほしいと、現場では言っているじゃないですか。

例えば、医師・看護師からの質問に適切に答えることができない、また、数分か10分ぐらいで答えられる質問を30分から1時間を要して回答し、しかも、回答の内容も不十分であったり射を射ていないことがあると。

○議長（岡 弘悟君）松浦議員、それは今現在の薬剤師のお話になるので、それはちょっと控えていただきたいと思いますけど。

○1番（松浦健次君）いや、だから、その薬剤師がだめだというので、だめじゃないよと。現場から来てほしいと言っているんだから。

○議長（岡 弘悟君）今のお話というのは、今おられる薬剤師のお話ではないんですね。今、市民病院でおられる薬剤師のお話ではないんですね。

○1番（松浦健次君）いや、今行っている人が、かわりに行っている人が、間違いがあるとかだめだという話。

○議長（岡 弘悟君）いや、それはちょっと控えていただけますか。今ちょっと本題とはずれますので。

○1番（松浦健次君）いや、だから、そういう人に行かせて、ほんで、この人に行かせないというのはおかしいという話です。

それで、いろんなチェック機能が働かない、間違っただけでも処方が行われていると、そういうことがあるので、やはり正常に戻すべきだという話なんです。

私、また、視点を変えて伺います。

資格を有し、大変な勉強家で、高度で豊富な知識と経験を有するA薬剤師が、これらワーキング委員会に参加して医師・看護師たちと議論して力を合わせ、最高の方針をつくり上げ、がん患者に橋本市民病院が持てる最高水準の医療を提供することが、患者にとってどういう不利益があるのか、伺います。

○議長（岡 弘悟君）答弁願います。

病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）患者にとって不利益のないような形で対応しております。市民病院におきましては各所に、当院はチーム医療に取り組んでいますという掲示を行っています。これは、1人の患者さんに対して、医師だけでなく病院内の異なる職種の職員が治療に必要な知識を持ち寄り、病状の回復に寄与することを意図しております。

チームの活動は個人プレーではなく、先ほど管理者も申しましたけども、当然、チーム内の情報交換やコミュニケーションを密にしてあたる必要があります。チームのメンバーの選定にあたっては、これらの役割が果たせる人材を、各部門から、総合的に活躍できる人材であることや1人の職員に偏ることのないような配慮も含め選定しておりまして、決して排除しているということではございません。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）こういういじめがきつくなったのは、事務局長と薬剤部長がかわってから、1年前から特にひどくなったという話なんです。それまできっちりやっていたと。ところが、そういう状態になってしまったということです。

だから、質問に答えてください。更新させることが市民病院にとってどんな不利益があるのか。A薬剤師の資格、これを更新させないという方針でやっていると答えたじゃないですか。じゃ、更新させたらどんな不利益があるかと。伺います。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長、少し整理いたします。

病院事務局長の答弁では、更新をさせないということはしていないという答弁のもとでお話をされていますので、そこを明確に、もう一度答弁願います。

病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）先ほども言いましたように、認定期間5年間で十分なポイントを稼いでいただく、上げていただくというのが基本でございまして、そのポイントが上がれば当然更新できるわけでございまして、それについては我々も必要などころで判断しながら、できる協力はさせていただきますが、現段階で処分とかそういうものが

重なっております。当然、ご本人さんの業務に対する前向きな姿勢等を総合的に判断しながら、それは判断していきたいというふうに考えております。したがって、更新させないということはありません。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）薬剤部長は更新させないと言っている。事務局長も更新させないと私に言いましたやんか。そういう風の吹きようでどないでも変わるような答弁していたらだめなんですよ。

それで、本人としては、5年間こういうことをしていなければだめだと、もう今はそういう資格を継続できる条件がもぎとられていると言っているんです。今、事務局長はまだいけると言っているんですけども、そういう制度ではないということをもう一回勉強してください。できないと言っているんです。

それで、本人に対していろんな懲戒処分がありますけれども、もうでっちあげに近いようなこと、これは全部、裁判で本人が争うと言って、今、手続きしています。そういう卑劣なことをやっぱりやってはいけません。

A薬剤師の資格を更新させることによって、市民病院はどんな利益があるんですか。させないことによって、市民病院はどんな不利益があるんですか。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）病院として、がんの拠点病院、また、拠点病院の制度もおおいまた変わってくるんですが、がんを中心とする医療について、担っていくということには変わりありません。

したがいまして、薬剤とか看護とかそういった認定とか専門の資格については、引き続き病院として取得できる機会を捉えて、取得させていきたいというふうに考えておりますので、本人さんが、当人だけじゃなくて、そ

れぞれが資格を取れるような形で病院事業を継続させるように配慮してまいりますので、不利益とかということにつきましては、不利益のないように配慮してまいります。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）ときどき言うたこととしていることが違う。ここでそれをほんまに信用していいのか、その場限りの言い逃れか。それほど信用していないんですよ、僕は。うそばっかり言っているから。

管理者、どうですか。今のお答え、答弁、事務局長の答弁、そのまま聞いてよろしいんですか。

○議長（岡 弘悟君）病院事業管理者、先ほどからも答弁いただいているんですけど、うそか本当かという部分については水かけ論になりますので、それ以外のことで答弁願えますか。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（山本勝廣君）当院の背景、この薬剤師を含めた薬剤部の背景、そういうことに関してどれだけ松浦議員がご存じか。つまり、先ほど、本人が行きたいところに行けない、こういったことをおっしゃっていましたが、それと、薬剤部長やあるいは事務局長がかわってからこういう問題が起きてきたというふうに一応言われましたけども、私、市民病院でお世話になって12年目でございますが、以前からこの薬剤師は協調性がないということで病院内では問題になっていました。以前の薬局部長は何とかしたいと。何とかしたいけどもできない、そのつらさを何度も私も今の病院長も前の事務局長も嘆いているのを聞いております。

確かにこのA薬剤師は熱心でございますが、ご自分の興味があるところには熱心ですけども、でも、結局、自分の周りのことを考えていない。周りの人の。

○議長（岡 弘悟君）病院事業管理者、双方そうなんですけれども、答弁が個人的な話にどんどん終始いたしますので、聞く側も答える側も個人的なほうに集中していかずに、大きな問題として話を進めていただけるよう、よろしく願いいたします。

○病院事業管理者（山本勝廣君）そういった流れもあるということをおはご存じいただきたいなと。

ですから、個人情報にかかわるようなことなので、その質問に対して一々答えることはこの議会では差し控えさせていただきたいと、そういうことを申し上げておるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）いろんな意見が出ましたけれども、今、管理者が言われたことについて、私は把握しておりません。しかし、いろんな、病院の、仕事にかかわっている周りの人の話を聞けば、やはりむちゃくちゃされているという結論です。だから、今こうして一般質問で取り上げているんですけど。

これ、前の議会でも言うたんですけども、私は納得できないので、知人の和歌山県下の公立病院の薬剤部長に以上の話をしたと。そうしたら、資格の更新もしてもらい、若手の成長も図る、この二つを同時並行的に行うのに何の支障もないと。私は橋本市民病院の規模も内容も知っていますが、資格の更新をさせないことは考えにくいと。

薬剤は日進月歩で新しい薬剤が出てきます。資格セミナーは一度合格したら取れますが、その資格に応じたセミナーや研究・実践をしなければ時代の進歩についていけません。更新制度があるのはそのためです。更新の厳しい条件が定められているのは、その資格を有する薬剤師が知識・経験を高め、医師・看護師と力を合わせて、より新しい高度の医

療を患者さまに施すことが必要なんですと。

そうだとすれば、有資格者の更新に協力するのが病院の当然の義務だと。それは当該薬剤師のためはもちろん、適切な医療を施す病院のためであり、何より患者さまのために最新かつ質の高い欠くことのできないものなんですとアドバイスをいただいた。

私は今の6月議会の話を終えて、こういう答弁があったとまた聞いたんです。そうしたら、私の、これで不都合はないですかという質問に対して病院長は、全く不都合ありませんと答弁された、6月議会。これ本当でしょうかと聞いたんです。それはうそです。さまざまところで不都合が必ず発生します。相撲でいえば重量の力士が横綱の仕事ができると言っているのと同じですよと、そう言われた。今でも不都合を全く感じておりませんか。いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）現在のところ不都合はございません。

先ほど申しましたが、がん認定、それからNSTのお話でございますが、これについては、代表として活動していただいているわけでございますので、有資格ということでございますので、次期薬剤師、後輩の薬剤師等にしっかり伝達いただく、教えていただくということは必要というふうに考えています。

それと、更新させない事実という話ですが、何度も申し上げますが、私は言っていません。それはもう否定しておきます。

それと、先ほど薬剤部長からも更新させないと言った事実はありませんということでございますので、この辺も否定させていただきます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私は、そういうそを平気で議場で言われるので、もうこれから病院

関係者と話すときはテープレコーダーを持って、これで録音していきます。それやらなきゃあないと思う心境です。

私は今の事務局長に聞いたんです。両方並行して成り立つ方法はないかと。いや、そういうことをさせる方針はないと。Aさんは資格の更新はしてもらわないのが当病院の方針です、それは若い薬剤師を育てるためですとおっしゃったじゃないですか。

これは私がAさんの資格も更新もさせ、若手の成長を図るといふ二つを並行してできないものですかと聞いたときに、あなたはそう言った。これは水かけ論になるからもうこれ以上は言わないですけど、こういううそつきがおるといふことは極めて私は不愉快。

そうしたら、次の質問にいきます。

がん薬物療法認定薬剤師、がん患者の栄養管理を行うNST専門療法士である被害者の薬剤師Aさんを、がん診療対策委員会の緩和ケアワーキング、化学療法ワーキング、症例検討会等から外して、がんの薬物療法については無資格の薬剤師にやらせることによって、がん患者にとってどういう利益があるのか、教えてください。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）患者さんにご迷惑がかからないような体制で、院内で体制を整えております。したがって、不利益にならないように取り扱っております。

緩和ケアワーキングにつきましては、先ほども申しましたが、これちょっとまた個人情報になるのであれですが、注意をさせていただいた中で、麻薬処方調剤を適切な理由なく、医師の指示があるんですが、それを無視して拒否したということでございますので、麻薬を主に取り扱う緩和の委員として。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長、その質問は聞いてはおりませんし、先ほど申しまし

たけども、個人的なお話に終始入っていきまので、その答弁はお控えください。聞かれたことに対してお答えください。不利益がないのであれば、不利益がないと。

○病院事務局長（小林久義君）不利益がありません。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そうしたら、不利益を言います。この病院のほかの人、当人じゃなくてほかの人から私が聞いたのを言います。

医師の間違いに薬剤師が気づかず、何度も院外薬局で処方されると。抗がん剤の投与計画の間違いを医師等から指摘され、この薬剤師はひそかに訂正していると。抗がん剤の投与計画審査委員会にいじめの有資格者の被害者がいないために、審査委員会が機能していないと。がん患者の栄養管理が極めて不十分と。緩和ケア、栄養の分野で、特殊な分野で専門性が高いと。がん患者の栄養の資格を持つ医師・看護師・栄養士・薬剤師という有識者協議をして判定して個々に対応するんですと。ところが、かわりの薬剤師は、医師、抗がん剤の投与計画書について、元来、肝がん治療、要するに外来がん治療の認定薬剤師もまたいるんですけども、その人とか、がん化学療法認定看護師も陰で間違いだと指摘しているけれども、そのまま何度も処方されると。つまり、間違いをわかっているにもかかわらずチェックしない、これが実態だと言うんです。

また、NSTワーキングで、症例検討会において医師・看護師・栄養士からの質問に、今かわりに行っている薬剤師は全く答えられない場合がたくさんあると。それが不都合ではないんですか。現場の人たちは早く帰ってきてよと、早く帰ってきてくれないと、こんなむちゃくちゃになっているんだと言っているじゃないですか。うそを言っちゃだめです。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長、今、松

浦議員の質問に対して、その実態を把握しているのか、そして、把握しているのであれば、それが事実かどうかを認識しているのか、その点についてお答えください。

病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）実態はないというふうに考えております。病院の中で支障のないような形で、先ほど言いましたけども、チーム医療で取り組んでおりますので、そのご心配はありません。

○議長（岡 弘悟君）松浦議員、この質問も多分、恐らく水かけ論になってしまいますので、切り口を変えて質問していただけますか。

1 番 松浦君。

○1 番（松浦健次君）では、その人を抜いてやっていることについて、どういう利益があるんですか。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）やはり当院の中で限られた人的資源、薬剤師の数の中で、いろんな業務がございますので、調剤とか、それも内服、注射、それから、がんの点滴とかそういったもの諸々の業務がございますので、そういった業務に携わっていただくということで、今、復職、復帰の教育等に取り組んでいるところでございますので、支障のないように取り組んでいるということでございます。

○議長（岡 弘悟君）1 番 松浦君。

○1 番（松浦健次君）今、再教育期間としてこういうことがやられているんです。いつも2人で調剤する、薬をつくるんですけども、この人1人にやらせていると。それで、電話がいろいろ、1009番と、いろんなところから電話がかかってくるんですけども、その電話もその人がとると。そういう仕事をしている、させられていると。普通は2人でするのを1人で。

その調剤しているのを、監査というのがおりまして、別の薬剤師が間違いがないかチェックしているんです。忙しいときには監査の人がその電話出てくれると、そういう調剤の部屋の状況なんですけれども、今はその電話に出るなど。電話のこの人の対応が上手かどうかと、25年間勤めていた薬剤師に対して、この電話の対応がちゃんとできているかどうか調べるために電話に出るなど。しかも2人分の薬剤師の仕事をさせている。2人分か3人分かはちょっとわかららないんですけども。

そのときには調剤だけじゃなくて、いろんな資料、なくなったらまた補充する。補充するのがなかったら、またほかへ探しに行って持ってくるんだと。何百種類の薬を相手にそういう仕事を、普通は複数の人でやっているのに1人でやらされている。それでこの前、松浦さん、三つ間違うたと。とてもじゃないが、こんなんできないと。そういうふうに嘆いていました。

電話に出るな、複数の人がやるのを1人でやれと。要するに、病院側としては、この人、間違いが多いからやめさすんだとか、不適切、そういうふうに追い込もうとしていると。そういうふうにしか私にはとれないんですけど、もうちょっと人に対して血の通った人事できませんか。いじわるばかりじゃないですか。

それで、答弁としたら、言ったのに言っていないと。こんなところで水かけ論してもしようがないからやりませんが、極めて不誠実。僕はこれから病院の関係者と話すときはテープレコーダーを持っていきますわ。そうでなかったら、何言われるかわかれへん。情けない関係ですね。

どうですか。そうしたら、全く今、支障がないということで通すんですね。最後の確認です。もう一回答えてください。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）はい、支障のないよう、みんなで協力しながら運営に努力しております。

今、教育期間ということで、8月の終わりの週、それから、9月からご本人さんという話なんですけど、調剤数等は何ら変わっておりません。そんな中で皆がそれぞれ努力しながら業務にあたっておりますので、当人だけに過重に偏重した業務量を与えているということは全くございませんので、その辺も訂正させていただきたいと思えます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）当人から聞いた話とそれを言っている私、松浦健次議員と事務局長と、どっちが信用できるかという話なんですけど、本当にもうこれ、これは情けない。こんなうそを平気で言うのであれば。

ここに事実、内部関係者からこんなに困っていると、こんな不都合があるといっぱい出てきているのに、何にもない。そういう橋本市民病院、恥ずかしくないですか、管理者さん。

○議長（岡 弘悟君）松浦議員、先ほども述べさせてもらいましたけども、松浦議員のおっしゃっていることと病院側の言っている答弁に関しては、ここでその真実かどうかという判断はしかねます。

その中で、松浦議員が今おっしゃったように、どう思いますかと聞かれても、恐らく管理者としては同じ答弁になるかと思うんですけども、それはもう一度、切り口を変えて質問していただけないですか。恐らく病院側としてはそういう事実はないし、そういうふうには思っていないという答弁になると思うんですけども、もちろん、それをお聞きになるのであれば、管理者のほうに答弁いただきますけども。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そうしたら、不都合がないと。もしあれば、あれば責任とってくださいか。この人を外したのために、今、難儀しているところがあれば、あれば責任、事務局長も。事務局長、どうですか。何ら不都合ないと言っているんですけど。こんな不都合があったでということが証明できれば責任とってくださいね。ちゃんと答弁してください、うなずいていないで。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長、不都合だけではなくて、病院として総合的に見たときに、どういった部分でプラスになったのかマイナスがあったのかということも含めて責任をとるとい質問だと思いますので、不都合だけに突出した答弁ではないと思えますので、その辺も含めて答弁ください。

病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）不都合がないようにということで、今、まさしくそういう業務に復帰するための研修をやっておりまして、先ほども言いましたように、8月には8名、9名の調剤の業務でやっていたんですけども、当人を教育するためにということで、今、10名、11名で調剤をやっておりまして、その間、病棟の服薬指導とか若干ちょっと行けないところはあるんですけど、それは協力体制でやっているということです。

したがって、調剤数がこの間、本人に過重に行っているということは全くございませんし、皆で協力しながら病院を運営するよう努力しているところでございますので、ということでございます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）同僚の薬剤師が大変だと言っています。だから、今の、過重な任務をかけていないというのほうです。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君の一般質

問は終わりました。

(午前10時31分 休憩)

この際、10時45分まで休憩いたします。